

第十三回 参議院内閣委員会會議録第二十四号

昭和二十七年五月十五日(木曜日)午前
十時四十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 山田 佐一君
山花 秀雄君

委員

石原幹市郎君
横尾 龍君
楠見 義男君
竹下 豊次君
成瀬 晴治君
上條 愛一君
三好 始君
松原 一彦君

國務大臣

建設大臣 野田 卯一君
國務大臣 大橋 武夫君

政府委員

警察予備隊 本部次長 江口見登留君
警察予備隊本部 人事局長 加藤 陽三君
警察予備隊本部 長官官房長 中村 卓君
警察予備隊本部 警務局長 窪谷 直光君
警察予備隊本部 統計局長 大内 兵衛君
統計委員長 美濃部亮吉君
統計委員 大野木克彦君
行政管理局次長 中川 融君
行政管理局 管理部長

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員 藤田 友作君
常任委員 藤田 友作君
会専門員

本日の会議に付した事件

○行政機構の整備に関する調査の件
(行政機構改革案概要に関する件)
(各府省地方支分部局の変化に関する件)

○警察予備隊令の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)
○統計報告調整法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) ではこれより内閣委員会を開会いたします。

先般の内閣委員会におきまして、野田行政管理局長官から、行政機構改革に関する一般的説明を聴取いたしましたのであります。本日は更に進みまして、その内容をなすところの、行政機構改革案概要というものが政府から参考として提出になっておりますので、これにつきまして政府委員の説明を求めたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。ではさうに決めます。大野木次長から御説明を求めます。

○政府委員(大野木克彦君) それでは私から行政機構改革案概要につきまして、現行の行政機構と、今回改革案として提出いたしております法案との比較を御説明申し上げます。勿論この案の

ほうは目下準備中のものでございまして、その点御了承願ひたいと思ひます。

はじめに内閣関係でございますが、従来内閣の機関といたしまして人事院があつたのでございまして、これをこのたびは、後ほど申し上げますように、総理府の外局たる国家人事委員会に変えるということになりました。それから従来法務府にありました法制意見長官及びその下の四局を内閣の機関といたしまして、法制局として長官、次長及び意見部、審査第一、審査第二と開閣係でございます。

次は総理府でございますが、従来総理府におきましては、本府と十六の外局、その外局のうち委員会が十と、庁が六つあつたのでございまして、これを本府と十一の外局にし、うち委員会が四で、庁が七となつておりますが、さういふように変更をいたしました。内部各局についても極力簡素化をいたしております。本府につきましては官房と恩給局、統計局の二局はそのままでございますが、ただ法律によりまして部の廃止に伴ひまして、賞勳部を廃止して、その代りに賞勳監を置くことにし、統計局の三部を廃止して、統計局に次長二人を置くということにいたしました。それから審議会といたしまして現在安本にありまして資源調査会、それから国土総合開発審議会、これらが総理府の審議会に移る予定でございます。

本府はそれだけで次は外局でございますが、統計委員会がこのたび行政管理局に統合されることになりました。それからその次の公正取引委員会は、委員会としてそのまま残存はいたしますが、内容を簡素化したしまして委員七人を五人として、四部ありましたのを官房と経済部、審査部という二部にしました。但し事務局長を置くことにいたしました。それから次の全閣選挙管理委員会は新設の自治庁のほうに統合することになりました。それから公益事業局に移ります。それから国家公安委員会、その下の国家地方警察本部につきましてはそのままでございます。消防関係では、従来国家消防庁と言つておりましたのを、これは消防という名前は原則として外局にとつておきますので、この際これを国家消防本部というように名前を変へまして、中も消防研究所、管理局という二つできておりましたのを、管理局を廃止し、消防研究所はこの附属機関とすることにした。それから地方財政委員会でございますが、これは自治庁のほうに統合することにした。それから外務省のほうに統合することにした。それから大蔵省へ移管することになりました。大蔵省に為替局が新設される予定でございます。それから首都建設委員会は委員会として残りませんが、建設省のほうへ移管することになります。それから電波監理委員会を廃止しまして、これを郵政省の電波監理局にいたします。それから土

地調整委員会はそのまま存置いたします。委員会はさういふ意味におきまして以上の通りでございますが、先ほど申し上げましたように、人事院が総理府の委員会になりました。国家人事委員会となり、従来九局一部でございしましたのを普通の外局並みの五部にすることにした。それから宮内庁につきましては現状通りでございます。それから特別調達庁は調達庁に改め、長官、次官官房四部でございしたのを、次長をやめ、あとは三部に縮少いたします。それから賠償庁は先ほど、先般御審議を願ひましたように、外務省と大蔵省のほうへ移管をいたします。それから行政管理局につきましては、先ほど申し上げましたように、統計委員会を統合いたしました。統計基準部という一部を除いて、従来の管理部門と統計基準部、更に監察部に、あとで申上げますが経済安定本部の外局の経済調査庁の一部を吸収いたしました。監察部を創設いたします。なおここに行政審議会及び統計審議会という二つの審議会を附置いたします。それから北海道開発庁は現状の通りでございます。それから地方自治庁につきましては、地方財政委員会及び中央選挙管理委員会と統合いたしました。現在部がございせんが、ここに新たに官房と四部、行政、選挙、財政、税務という四部を設け名称も単に自治庁ということにいたします。それから次に、保安関係につきまして現在の警察予備隊と海上保安庁の経理関係並びに警備救難

を併せまして、官房は公安、人事、経理、装備という四局と、あと部隊を持つ外局を設けました。ただこの庁につきましては非常に異例でございまして、この庁の特殊の任務に鑑みまして外局ではございしますが局制をとることにしております。それから最後に、経済安定本部が廃止されるに伴いまして、総理府の外局として経済審議庁というものを設けまして、経済上の長期計画、その他各省に属せざる事業の企画立案その他各省でまとまりのつかないものの調整をいたします。総務部、計画部、調査部の三部から成つております。なおこれに経済審議院が諮問機関として附置されます。以上が総理府の内容でございします。

次に法務府でございしますが、先ほど申し上げましたように法制意見局を内閣機関に移したので、法務総裁というものはこれを廃止いたしました。法務府を法務省と改め、法務総裁は法務大臣ということにいたしました。普通の庁と同じく事務次官を置くという形にいたしました。それで法務府におきましては本府のほか二外局、委員会の外局がございしましたが、これを本省と三外局、うち委員会が二つで庁を一つに改正いたしました。法務府の本府は従来法制意見長官を含め官房と三長官、十一局でございしましたが、今回長官制を廃しまして、先ほど申し上げましたように、事務次官と官房は六局というところに相成ります。この六局も、従来外局でありました中央更生保護委員会をやめまして、それに代るものとして保護局を設け、又外務省の外局でありました入国管理局を内局といたしましたして入国管理局といたしましたように

ものを含んでおりまして、局の数から見ますと相当大幅な縮小がなされております。それから外局につきましては只今申し上げましたように中央更生保護委員会が廃止され、而して司法試験管理委員会はそのまま存置せられます。ただ新たに破防法に伴いまして公安審査委員会、これは事務局はございせん。それと従来の特別審査局が公安調査庁の中核となつて新しく公安調査庁が設けられ、長官、次長と三部が設けられることになりました。この公安調査庁には各プロットの公安調査局と、各府県地方公安調査局が設けられます。

それから外務省につきましては、本省につきましては従来と変りございせん。外務省の入国管理局が法務省へ移管されますことは只今申し上げた通りであります。

それから次は大蔵省でございしますが、大蔵省につきましては従来本省のほか外局が五つ、そのうち委員会が二つございしましたが、今回外局は全部廃止されました。本省だけとなります。本省は従来官房ほか五局でございしたが、そこに外局でありました国税庁、これは長官と次長、官房、四部がございしましたのを内局にいたしました。徴税局とし、次長二人を置くことにいたしました。只今申し上げましたように、総理府の外局でありました外国為替管理委員会の事務の一部を入れまして為替局を設けました。結局大蔵省の内局は官房ほか七局というところに相成ります。なお、従来の外局につきましては、証券取引委員会とそれから公認会計士管理委員会はそれら、理財局に統合され、ちよつと先ほど申し上げるのを忘れまし

たが、外務委員会は為替局のほうへ付くはでございします。訂正いたしました。それから国税庁は只今申し上げました通り、それから造幣局及び印刷局はいずれも附屬機関に変更しまして、造幣局及び印刷局というところにいたしました。以上で大蔵省を終ります。

それから次に文部省でございしますが、これは殆んど現行と変りございせんが、調査普及局を名称を変えまして調査局として、管理局の教育施設部は廃止いたします。なお、外務省の文化財保護委員会を簡素化したしまして、従来委員五人でありましたものを三人としまして、事務局も事務局長と二部でございしたのを事務局長と次長一人とし、部制を廃止いたしました。

それから次に厚生省でございしますが、これも本省には従来局が置かれておりましたが、ただ統計調査部、国立公園部は官房のほうでありますので、廃止されました。統計調査部、国立公園部は置かれます。その他環境衛生部は廃止されました。医務局の次長も廃止せられました。ただ従来外局で、官房と二局六部を持つておりました引揚援護局を内局にいたしました。引揚援護局として次長二人を置くことにいたしました。それから駐在防疫官の事務所は廃止いたしました。

それからその次は農林省でございしますが、従来本省のほか外局が三つありましたが、このたび本省と一つの外局に相成ります。本省が官房ほか五局でありましたが、外局でありました食糧庁、林野庁をそれら、内局として七局と相成ります。なお従来の農政局は、官房の一部とそれから調査統計を加えて、新しく農林経済局

というものに変つて、次長とそれから統計調査部を置くことに相成つております。そのほか部について一通りの整理をいたしております。ただ外局として、水産庁だけはその業務の特殊性に鑑みまして、一般原則からは外れるのでございしますが、外局のまま存置することにいたしました。

次は通商産業省でございしますが、従来本省のほか外局が四つございしましたが、本省と一つの外局に相成ります。これは本省が官房のほか、大体物資別に九局ありましたが、これをこのたび編成替えをいたしまして、従来の本省の局は四局といたしました。通商局は通商局としてそのまま残しましたが、通商振興局、通商企業局は企業局とし、通商振興局、通商企業局、通商化を併せて軽工業局に、通商機械局、通商鉄鋼局は重工業局にいたしました。なお外局でありました資源庁を内局にし、鉱山保安関係は特に鉱山保安監というものを設けまして、官房に置くことにいたしました。官房にそのほか調査統計と係りのものが置かれます。なお外局の中小企業庁を内局にし、又先ほど申し上げました総理府の委員会でありました公益事業委員会を廃止いたしました。内局に公益事業局を設けることにいたしました。結局内局は八局となりまして、従来の通商監は廃止いたしました。外局につきましては、資源庁、中小企業庁は、只今申し上げた通りでございしますが、工業技術庁はこれを附屬機関といたしました。工業技術院ということにいたします。それから特許庁は、審判的な機能を持

つものでありますからそのまま残します。

それから次は運輸省でございしますが、本省のほか外局が四つございしますが、委員会が一つと庁が三つ、これを本省と三つの外局、委員会が二つと庁が一つにいたしました。本省は官房と六局でございしましたが、これに外局でありました航空庁を内局として航空局にいたしました。七局といたします。なお部制を整理いたしました。外務省の船員労働委員会はそのまま、そのほか捕獲審判再審査委員会が委員会として設置されました。それから海上保安庁は先ほど申し上げましたように、一部の事務は本省の各局に戻り、あとは総理府の保安庁に引継がれることになりました。それから海難審判庁はそのまま残ります。

次は郵政省でございしますが、郵政省は企業官庁でございします。部制につきましては、一般の行政官庁と同じような制限を受けなくてもいいことになつておりますので、官房の部をそのまま残しております。ただここには先ほど申し上げましたように、総理府の電波監理委員会を廃止いたしました。その事務を電波監理局という内局に移しております。次長二人といたします。なお今般電氣通信省が公社に移行するに伴いまして、この際電氣通信部門は特殊会社となるのと一緒に、この監督事務のために、官房の中に監理官を設けることになつております。

次は電氣通信省は、只今申し上げました通りに公社に移行することになつております。それから労働省は、本省ほか六外局でございしますが、本省につきまして

は、労働統計調査部を廃止いたしました。統計調査監を置くわけで、変りはありませんが、外局は、固有鉄道中央調停委員会と専売公社中央調停委員会を併せた公共企業体中央調停委員会一本にし、又地方調停関係もそれ一本にいたしまして、公共企業体地方調停委員会一本にいたします。労働省は以上の通りでございます。

それから建設省でございますが、建設省におきましては、局の数は変りございませぬが、従来の管理局を廃止いたしまして、計画局を設け、こへ管理局の仕事と都市局の仕事を入れませぬ。あとは管轄局を新しく設けまして、管轄に当るといふことにいたしました。なお従来の技監を廃止しまして、官房長を設けることにいたしました。

なお先ほど申し上げましたように、新たに外局として首都建設委員会が設置されます。

それから次は経済安定本部でございますが、これは先ほど申し上げましたように、廃止されるわけでありませぬが、総理府に経済審議庁が置かれます。外局の経済調査庁は、一部が行政管理局の監督部に入ります。外資委員会は先ほど申し上げた通りであります。

大体以上の通りでありまして、これによりまして、従来の二府十一省一本部が一府十一省となりまして、四十六の外局が二十五、内局は九十二が七十四となります。又局中の部は只今申し上げますが、止むを得ざるものでは局に次長或いは特別の職の官を置いておられますが、次長が従来の二十六が三十三となつて七人、七つ増えた。官その他の特別の職が九つでありました。

が、十七になりまして八つ増えたことになりませぬ。なお外局の部は七十二が四十二に減少いたします。

大体各省につきましても概要以上の通りでございます。

○委員長(河井彌八郎) 次にやはり政府から提出されております各府省地方支分部局の変化というものについて御説明をお願いします。

○政府委員(大野木克彦) これは地方支分部局の変化でございますが、余り今はいわゆる末端の機関には触れておりませぬ。大した変化はございませぬが、総理府の公益事業委員会事務局支局が九カ所ありましたが、これは公益事業委員会の通産省移管に伴ひまして、地方通産産業局に統合せられることになりました。それから電波監視局が郵政省の地方電波監視局に統合されます。調通局は八つございませぬが、そのうち呉を廃止いたします。それから調通庁の監督官事務所六十八カ所ありましたのを廃止いたしまして調通局出張所三十七、分室を二十八作りまして、

次は法務府であります。矯正保護管区本部というものを矯正管区という簡単な名前にか改めいたしました。それから特別審査局の支局が八つありましたのを、先ほど申し上げましたような公安調査局として八つ、別に府県に地方公安調査局を四十二置くようにしております。それから地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会のおの／＼八つずつありましたのを、統合して地方更生保護委員会ということにいたしました。それから少年と成人に分別しておりますが、四十九つございましてのを統合

して保護観察所ということにいたしました。全部で四十九にいたします。連絡調整事務局十二ございましてのをこれを廃止いたします。それから入国管理庁の出張所は法務省の入国管理事務所となり、只今の状況に應じて出張所が増加いたします。

それから厚生省につきましても、先ほど申し上げましたように駐在防疫官事務所を廃止し、医務出張所は原則として廃止することにいたしておりますが、国立病院の地方移管の事務がございませぬので、これが終了のときにおおむね整理する予定でございます。それから引揚援護局にございませぬ地方復興残務処理部は地方復興部と簡単にいたします。

それから農林省の水産駐在所七カ所は廃止いたしますが、その代りに漁業調整事務所五カ所を置くことにいたしております。

それから通商産業省につきましても、鉱山事務所は廃止いたします。それから電力事務所をやめました。それから運輸省につきましても、公共船員職業安定所は従来海運局支局でやつておりますので、看板は変ります。そのまゝ海運局支局に統合することになりました。海上保安庁につきましても、従来の管区海上保安本部を保安庁の地方海上保安局ということに改称いたします。それから従来からありました海上保安監部、これは一カ所ございませぬが、それから海上保安部は地方海上公安部と改称いたしますことにいたします。

それから経済安定本部の管区経済局は廃止いたしまして、そのうち経済調査に関する部門は、一応行政管理局の地方監察局として八カ所を残すことにいたします。それから経済調査局の各府県にございまして地方経済調査局は廃止いたしました。ただ残務処理のため明年の三月三十一日までは存置することができるとにいたしました。以上の通りであります。

○委員長(河井彌八郎) 只今大野木次長から説明せられました事項につきまして御質疑がありますればこの際承わつておきます。

○竹下登次君 いろいろ質疑がありませぬけれども、それはその都度あとでお尋ねすることになります。取りあへず一つだけ伺ひたい。これは現在の恩給の施行関係につきましては、恩給局でやつておつたわけですか。それで内閣委員会で取扱つております。ところが新しい恩給法の改正案は人事院がやつておられまして、人事委員会が取扱つております。これを見ますといふと、人事院が廃止されて、そうして国家人事委員会といふものがございませぬ。その新しい恩給法の改正といふような問題につきましても、やはり国家人事委員会が取扱うというところにされるのか、或いは今度の恩給局のほうにお移しになるのか、どつちで取扱うことになりますか。

○政府委員(大野木克彦) 恩給の問題につきましては、只今法律上は人事院の管轄に相成つておりますので、今度の改正等につきましては、人事院が今現在取扱つておりますが、ただ国家人事委員会の将来のあり方につきましても、今後更に研究することになります。その結果によりまして

措置がきまつて来ると思つております。それで只今のところでは人事院の所管になつております。

○竹下登次君 人事院の所管とおつしやいませぬが、実際の軍人恩給の問題であるとか、それから恩給の不均衡の問題であるとかいふようなことはですね。恩給局でお取扱ひになつて、そうして諸君や、陳情書は全部こちらの方に廻つて来る。そして新しい分画の分と、両方に分れてお仕事をしておるのが事実ですが、それが今お話をよつて一部分こつちで取扱うのが間違いだといふことになりませぬか、そんなんですか。

○政府委員(大野木克彦) これは本来は恩給局から人事院に引継がれるべきはずなんです。ただいろいろ事情で人事院の受入れ態勢等も整つておらなかつたような事情もあるわけでございます。

○竹下登次君 そうすると現在ある恩給局は何をするようになりますか。

○政府委員(大野木克彦) 従来の恩給関係の事務をそのまま引継いでやつていくわけなんです。

○竹下登次君 やつていゝ……。

○政府委員(大野木克彦) そしてこれが将来人事院が統合せられるか、或いは人事院が人事委員会となつて、人事委員会は更にその仕事を簡素化するといふことで、それがこちらのほうへ、恩給局が引継がれるようになりますか、これは今研究事項になつております。

○竹下登次君 そうしますと、こういうふうにご了解していいのですかね。恩給関係のことはすべて将来できる人事委員会で行ふことになる。

して保護観察所ということにいたしました。全部で四十九にいたします。連絡調整事務局十二ございましてのをこれを廃止いたします。それから入国管理庁の出張所は法務省の入国管理事務所となり、只今の状況に應じて出張所が増加いたします。

それから厚生省につきましても、先ほど申し上げましたように駐在防疫官事務所を廃止し、医務出張所は原則として廃止することにいたしておりますが、国立病院の地方移管の事務がございませぬので、これが終了のときにおおむね整理する予定でございます。それから引揚援護局にございませぬ地方復興残務処理部は地方復興部と簡単にいたします。

それから農林省の水産駐在所七カ所は廃止いたしますが、その代りに漁業調整事務所五カ所を置くことにいたしております。

それから通商産業省につきましても、鉱山事務所は廃止いたします。それから電力事務所をやめました。それから運輸省につきましても、公共船員職業安定所は従来海運局支局でやつておりますので、看板は変ります。そのまゝ海運局支局に統合することになりました。海上保安庁につきましても、従来の管区海上保安本部を保安庁の地方海上保安局ということに改称いたします。それから従来からありました海上保安監部、これは一カ所ございませぬが、それから海上保安部は地方海上公安部と改称いたしますことにいたします。

それから経済安定本部の管区経済局は廃止いたしまして、そのうち経済調査に関する部門は、一応行政管理局の地方監察局として八カ所を残すことにいたします。それから経済調査局の各府県にございまして地方経済調査局は廃止いたしました。ただ残務処理のため明年の三月三十一日までは存置することができるとにいたしました。以上の通りであります。

○委員長(河井彌八郎) 只今大野木次長から説明せられました事項につきまして御質疑がありますればこの際承わつておきます。

○竹下登次君 いろいろ質疑がありませぬけれども、それはその都度あとでお尋ねすることになります。取りあへず一つだけ伺ひたい。これは現在の恩給の施行関係につきましては、恩給局でやつておつたわけですか。それで内閣委員会で取扱つております。ところが新しい恩給法の改正案は人事院がやつておられまして、人事委員会が取扱つております。これを見ますといふと、人事院が廃止されて、そうして国家人事委員会といふものがございませぬ。その新しい恩給法の改正といふような問題につきましても、やはり国家人事委員会が取扱うというところにされるのか、或いは今度の恩給局のほうにお移しになるのか、どつちで取扱うことになりますか。

○政府委員(大野木克彦) 恩給の問題につきましては、只今法律上は人事院の管轄に相成つておりますので、今度の改正等につきましては、人事院が今現在取扱つておりますが、ただ国家人事委員会の将来のあり方につきましても、今後更に研究することになります。その結果によりまして

措置がきまつて来ると思つております。それで只今のところでは人事院の所管になつております。

○竹下登次君 人事院の所管とおつしやいませぬが、実際の軍人恩給の問題であるとか、それから恩給の不均衡の問題であるとかいふようなことはですね。恩給局でお取扱ひになつて、そうして諸君や、陳情書は全部こちらの方に廻つて来る。そして新しい分画の分と、両方に分れてお仕事をしておるのが事実ですが、それが今お話をよつて一部分こつちで取扱うのが間違いだといふことになりませぬか、そんなんですか。

○政府委員(大野木克彦) これは本来は恩給局から人事院に引継がれるべきはずなんです。ただいろいろ事情で人事院の受入れ態勢等も整つておらなかつたような事情もあるわけでございます。

○竹下登次君 そうすると現在ある恩給局は何をするようになりますか。

○政府委員(大野木克彦) 従来の恩給関係の事務をそのまま引継いでやつていくわけなんです。

○竹下登次君 やつていゝ……。

○政府委員(大野木克彦) そしてこれが将来人事院が統合せられるか、或いは人事院が人事委員会となつて、人事委員会は更にその仕事を簡素化するといふことで、それがこちらのほうへ、恩給局が引継がれるようになりますか、これは今研究事項になつております。

○竹下登次君 そうしますと、こういうふうにご了解していいのですかね。恩給関係のことはすべて将来できる人事委員会で行ふことになる。

○竹下登次君 そうしますと、こういうふうにご了解していいのですかね。恩給関係のことはすべて将来できる人事委員会で行ふことになる。

○竹下登次君 そうしますと、こういうふうにご了解していいのですかね。恩給関係のことはすべて将来できる人事委員会で行ふことになる。

○竹下登次君 そうしますと、こういうふうにご了解していいのですかね。恩給関係のことはすべて将来できる人事委員会で行ふことになる。

○竹下登次君 そうしますと、こういうふうにご了解していいのですかね。恩給関係のことはすべて将来できる人事委員会で行ふことになる。

○竹下登次君 そうしますと、こういうふうにご了解していいのですかね。恩給関係のことはすべて将来できる人事委員会で行ふことになる。

○竹下登次君 そうしますと、こういうふうにご了解していいのですかね。恩給関係のことはすべて将来できる人事委員会で行ふことになる。

○竹下登次君 そうしますと、こういうふうにご了解していいのですかね。恩給関係のことはすべて将来できる人事委員会で行ふことになる。

○竹下登次君 そうしますと、こういうふうにご了解していいのですかね。恩給関係のことはすべて将来できる人事委員会で行ふことになる。

○竹下登次君 そうしますと、こういうふうにご了解していいのですかね。恩給関係のことはすべて将来できる人事委員会で行ふことになる。

○竹下登次君 そうしますと、こういうふうにご了解していいのですかね。恩給関係のことはすべて将来できる人事委員会で行ふことになる。

○竹下登次君 そうしますと、こういうふうにご了解していいのですかね。恩給関係のことはすべて将来できる人事委員会で行ふことになる。

○竹下登次君 そうしますと、こういうふうにご了解していいのですかね。恩給関係のことはすべて将来できる人事委員会で行ふことになる。

○竹下登次君 そうしますと、こういうふうにご了解していいのですかね。恩給関係のことはすべて将来できる人事委員会で行ふことになる。

○竹下登次君 そうしますと、こういうふうにご了解していいのですかね。恩給関係のことはすべて将来できる人事委員会で行ふことになる。

○竹下登次君 そうしますと、こういうふうにご了解していいのですかね。恩給関係のことはすべて将来できる人事委員会で行ふことになる。

○政府委員(大野木克彦君) 一応今人事院が所管をいたしておりますが、將來公務員法の改正が研究されておりますので、その結果によりまして、或いは人事院から離れるようになるかも知れないという状況でございます。

○竹下豐次君 そうして恩給局のほうに帰つて来ることになるかも知れないというところで、それがまだきまらな

い……。

○政府委員(大野木克彦君) ちよつと規定を申し上げますと、公務員法の第百八條に「人事院は、なるべく速かに、恩給制度に關して研究を行い、その成果を国会及び内閣に提出しなければならぬ。」ということになつておるわけ

です。それでその今恩給制度に關して研究を行なつてゐるというわけでございます。

○竹下豐次君 研究を行つておるといふことはまあいいですけれども、それをどこで研究するかということ、それはアメリカ側の勧告によつてそういうことになつてゐるわけでしょう。そういうふうには私は了解しておるのです。それが基になつており、それでアメリカが所管の間は人事院でやるということでしたから、人事院でやらざるを得ないということになつて、そういうふうになつておるのだらうと思つてゐる。併し恩給局というものは現存しておるのです。現存しておるのです。だからアメリカの勧告がなかつたら、その研究は恩給局でおやりになるのが当然じゃないかということも一応考えられるわけなんです。併し實際はそういう勧告があつて人事院でやらざるを得ないことになつておるからですね、それも我々も認めなければいけません。

い。今條約で平和が回復しましたけれども、まあ統制が少し残つておるかも知れない、それを聞いておるわけではあります。現在、さつきから申し上げますように、内閣委員会で取扱つておること、人事委員会で取扱つておること二つに分れておる、現在そうなつておるのです。實際には……それが今度組織が変わりますと、これをちよつとこの表を見ただけでは、人事院というものがなくなつて人事委員会というものができれば、そのほうに仕事がつく、今人事院のほうでやつてゐる仕事も引継がれるのだと、こういうふうにも考えられます。或いは元々歸つてですね、やはり恩給局というものが又今度も残るのですから、あるのですから、そのほうに又歸つて行つて一本にされるのか。私のほうとしては……まあ私の気持ちを申し上げますと、やういふ、やはり恩給のことは一本にしたいとおかしい。それを二つに分けて取扱うのはおかしいのだ、今は機械的にアメリカの關係で仕方がなかつたから二つに分けておるのだ、こういうふうには考えますので、どつちでお扱いになることにしますか、どつちでございますか、ということをお伺いいたします。

○政府委員(大野木克彦君) 實はこれは複雑なんです。恩給の権限は人事院にあるわけなんです。その人事院の権限の中に出てゐるわけでございます。それで従つてそれを受けましたあとで「人事院は、なるべく速かに、恩給制度に關して研究を行い、その成果を国会及び内閣に提出しなければならぬ。」ということになつて、今の制

度で行きますと、恩給局は人事院に行く、吸収さるべきものなんですけれどもね。ところがまだ人事院のほうでの受入態勢がまだできていないので、従来のままに、まだ引継ぎが行われていないわけなんです。それでその人事院は新しい恩給制度の研究だけをしてゐるわけでございます。従来恩給に關する事務は恩給局でそのまゝ……。

○竹下豐次君 それはわかるのですがね。それはわかるのですけれども、ただこれで両方が二つ、こういうふうに残りますから、それで片一方に集める必要があるでしょう。それについてはどつちにお集めになるのかということ、私は承わりたいわけで、現在の今の説明によりまして、今結構にまだ向うの受入態勢ができていないから、元の恩給局が現存して、残されて、そこで一部はやつておるのだという御説明は、これは私はわかるのです。でこの丁度機構改革ですから、この際にどつちにやらせるかということをはつきりしておかせる必要があるだろうし、そのお考えがあるだろうと思つて、どつちに所屬するように取扱ひになりますか、ということをお伺いして

○國務大臣(野田卯一君) 只今のお話の線の問題は今までの考え方から申しますと、恩給制度というものの研究、恩給制度をどう持つて行くかということにつきましては、人事院でやるという方向で進んでおつたわけでありまして、今後の方向といたしまして、即ち人事院が国家人事委員会に代つて公務員制度に關してやる仕事の内容を今まで通りやつて行くか、或いはもう少し

むしろ縮小する方向に持つて行くかということは今研究中であります。總理府の内局である恩給局で恩給制度までやらせるようにして、むしろ人事委員

会からそれを削り取つてしまふか、或いは人事委員会のほうで制度の点は十分研究させて、そして恩給局がその業務的な仕事をやるのか、恩給の裁定であるとか、支給であるとか、實務的な仕事をさせるか、その点は目下検討をいたしておる最中でございます。

○竹下豐次君 そういたしますと、私の言う改革案ですね、今度出されようが、それを研究するまでにははつきり政府の態度をおきめることになるのであります。

○國務大臣(野田卯一君) できるだけ方向をはつきりさせたいと思つてゐます。

○竹下豐次君 私はこれでよろしくございませう。

たならば、機構改革案によつて決定したこの恩給局は、現状通りやはり暫定的なものとして、人事院が研究中の恩給制度ができれば、機構改革によつてできておる、案としてできておる国家人事委員会がやつて行く、このどちらかでないといけないと思つてゐるのですが、そのどちらであるかということ、それを竹下委員が聞いておつたのだらうと私は思つたのであります。ちよつと答弁があちこちで混乱したために、その点がはつきりしなかつたように思つたのであります。念のためこのどちらであるかということをお伺ひしたいのであります。それを研究中だといふふうには私は今の答弁で理解したわけなんです。もう一度申し上げますと、機構改革案として決定したこの恩給局は、暫定的なものとしてでなしに、恩給を扱つて行く予定なのか、或いは国家人事委員会が恩給事務を扱うような時期まで、暫定的なものとして考へてゐるかという点については、目下研究中である、こういうふうには私は答弁を理解したのですが、さうですか。

○國務大臣(野田卯一君) 恩給の問題につきましては、今お話の点、少し錯雜をしたやうであります。事の性質が、この恩給制度というものは給與制度の一環として考へなければならぬと思つてゐます。そういう意味におきまして、人事制度、給與制度全般を取扱う人事委員会がそれを所掌するといふことが考へられるのであります。それからそれに基きまして、今度具体的な恩給の裁定並びに支給という業務があるものであります。これをやるのは人事委員会と一緒にやるのか、或いは

人事委員会が所管をいたしておりますが、將來公務員法の改正が研究されておりますので、その結果によりまして、或いは人事院から離れるようになるかも知れないという状況でございます。

従来恩給局でやつていたから恩給局でやらせるのかという点については、今の考え方では、恩給局でこの実務を取扱つて行く、こういうふうな実務と給與体系全般の一環としての恩給制度というものを別個に考えて今来ておるわけでありました。ところが更に進んでそれでは給與体系の一環をなすかも知れんけれども、恩給制度だけを切離して恩給局でやらしたらどうかという意見もあり得るわけでありました。この点につきましては、どちらかと申しますと、今までの考え方は人事委員会において給與体系、給與制度の一環として恩給制度を考えて行く、こういうふうな考え方をして来たのであります。給といたつたような実務をやらせるといふような考え方をしつて来たのであります。なおいろいろと御質問によりまして検討してみたい点もありませんので、更に一度その点を検討いたしたいと、こういうことを申し上げたのであります。

○松原一彦君 関連して長官にお尋ねしますが、先にお述べになりましたように、恩給が現行給與の延長であつて、退職後における生活を保障する意味のことを多量に含んでおるといふ意味から、かねて人事院のほうでは保険数理によつて恩給法を作るといふことを国家公務員法の中に明記して、それで以てずつと進んで参つておつたとは私に心得ております。ところがここにそれに伴わないところの軍人恩給の復活等が今現われて参つております。これは従来の恩給法と新らしく作ろうという恩給法とは全然構想の違つたものである。非常に又量としても大きい。これをまでも含めて人事院の所管とする

か。現行恩給法と新しく生まれる恩給法とは全然觀念の異つたものだと思はる。恩給局でこの恩給の方法については今政府は何か御考慮になつていらつしやるのであるかどうか、この点を伺いたしたいと思います。

○国務大臣(野田卯一君) この点については、御承知のように委員会ができておるこの問題を研究することになつておるのであります。その研究の結果によつて政府は処置いたしたいと、こういうふうな考えでおります。

○委員(河井彌八君) では如何でしょうか、この問題はこの程度にとどめておきまして休憩いたしまして、一時から次の問題に入ることにいたします。御異議ありませんか。

○委員(河井彌八君) では如何でしょうか、この問題はこの程度にとどめておきまして休憩いたしまして、一時から次の問題に入ることにいたします。御異議ありませんか。

午後二時七分開会
○委員長(河井彌八君) 休憩前に引續いて、内閣委員会を開会いたします。警察予備隊令の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては連合委員会を開くこと四回でありました。それにかかわらず内閣委員会は僅か一回しか開いておりませんので、この際委員諸君から御質疑があらますれば御発言願ひとうございます。

○委員(河井彌八君) 簡単に一点だけ伺ひたいのですが、恐らくこれからお伺ひたいことは、今までの連合委員会等で或いは再々質疑があつたこととは思ふのでありますが、不幸私は欠席いたしておりましたので、或いは重複しているかと思ひますが、あらかじ

めそれをお断りいたしましたしてお伺ひたいしますが、それは今回の法律改正、予備隊令の改正の理由の中で一つの大きな項目として本部に工務局を新設し、そして又警察予備隊建設部を附置するということになつております。その理由として、警察予備隊の建設業務或いは行政財産の管理等は相当龐大なものがあるため、これに對処して、業務の円滑を期するためこういうものを新設するのだと、こういうふうな御説明、提案になつております。そこで具体的にどういふような建設業務なり、又行政財産といふものの中で、特に重立つたものについて御説明頂ければ非常に有難いと思ふのであります。

○国務大臣(大橋武夫君) 今回の改正法律案において工務局を新設いたすことにはいたしてゐるものであります。実は昭和二十七年年度におきましては、警察予備隊の拡充をいたすことに相成りまして、従来の七万五千人を十一万人に増強をいたす、このために約九百億三千五百万円の宿舎、学校、その他の新たな建設工事の予算を頂戴いたしてあるわけでございます。これらの事務につきましては従来建設省に委託をいたしまして、建設省で一元的に造営を担当いたしておつたのでございます。が、建設省の定員が非常に窮乏でございまして、予備隊において必要な人員を整備して、そうして或る程度予備隊自体の機関で実行してもらいたいという話合ひになりました。これがために約八百名の関係の定員を本年度予算において計上をいたした次第でございます。併しこの点はその後行政機構の改革に関連いたしまして、建設省との間に重ねて機構の調整を図ることに

相成りまして、七日一日以後に実施せられます新たな行政機構におきましては、これらの新しい警察予備隊の定員を建設省に移しまして、そうしてできる限り建設省において一元化できるものは一元化して造営をして行くといふことになつてしまつて、七月一日以後は工務局を廃止する方針に相成つております。その後におきましては、特に警察予備隊において固有の機関を以て造営を行うことの必要な施設、即ち警察予備隊の工事のうちで特に機密を要する性質の建設、それから一般的に計画の作成、こうした事務だけを残す。で、八百名ばかりの増員うちで約百五十名ほどを警察予備隊に残しまして、即ち保安庁に編入いたしまして、残余は建設省の定員に繰入れることにいたしましたわけでございます。そこで今年度においてこれらの新規の定員によつて行へべき事業の総額は、先ほど申し上げましたごとく予算によれば百九億三千五百万円でございますが、この具体的な仕事といたしましては、増強のためにいたします新たな宿舎の建設、学校の建設、それから演習地の取得、こういった仕事に相成るわけでございます。これらの造営の仕事は相当大量でございますから、こういうことをお願いいたしたわけでございます。

○委員(河井彌八君) ちよつと私聞き洩らしたかも知れませんが、七月一日以降は今度設けられる本部の工務局はなくならずというお話ですね、そうすると今から見れば一月の間、予定から見れば四月一日頃から予想されておつたのだから、相当……三ヶ月はあつたのだらうと思ひますが、今から見ると大体

一日ぐらゐの間そういうものを設けて、そうしてあとは今度は建設省に七月一日以降は移す、こういうことなんでしょうか。

○国務大臣(大橋武夫君) 御指摘の通りでございます。実は當分の建設を非常に急いでおりますので、この法案を通して頂きましたならば速かに人員を入れまして、そうして七月までは、その人員は予備隊の人員として働いてもらつてございまして、その間は現在の予備隊の機構といたしましては工務局を設けることが適當である、こう考えてゐるわけでございます。七月一日以後になりますと、これらの定員のうちの大部分、一部の百五十名程度を残しまして、残余は建設省に移管をいたします。その後は建設省においてはすでに従来から建設関係の幹部要員を持つておりますので、この新しい人員を今までの機構に吸収いたしましてそうしてやつて行く。御指摘のように七月までのことに相成ります。

○委員(河井彌八君) 工務局が七月一日以降なくなるといふ場合に、警察予備隊建設部といふものは七月一日以降はどうなりましようか。

○国務大臣(大橋武夫君) 先ほど申し上げましたごとく、百五十名が残りまして、その他が建設省に廻るわけでございますが、この百五十名がやはり各管区隊ごとに建設部に配属せられて、管区隊の需要いたしますところの造物の修繕業務、これは各地にキャンブがございまして、いろいろ修繕業務がございまして、それから建設省において施行してくれないところの土木関係の仕事も大分ございまして、それか

ら用地の取得につきましては演習地宿舎、学校施設の用地等、相当たくさん取得をいたさなければなりません。これもやはり警察予備隊でやらなければならぬわけでございます。それから先ほど申しましたごとく特に機密を要する工事もございまして、これらの工事のために小規模ながら建設部を存続するようにいたしたいと、こう考えております。

○三好始君 日米安全保障条約の前文に掲げておる「直接及び間接の侵略に對する自由の防衛のため暫時的に自ら責任を負ふ」と、こういったような規定と今回の予備隊の増強とはどういふ關係にあるのでしょうか、承りたいと思います。

○國務大臣(大橋武夫君) 防衛について日本政府がみずから責任を負ふというところにつきましては、これはどうしてこの責任を完全に果しますためには再軍備というよりな段階にならないければならぬと存じます。併しながらこのことは憲法との關係上現在において考慮されたいところでございます。併し再軍備をするしなにかかわりなく、直接間接の侵略に對しまして国内治安というものを飽くまでも確保するといふのは、これは政府といたしましての責任であり、そのために警察予備隊が設けられたわけでございますから、この警察予備隊というものを内外の情勢から考えて増強をいたして行くということにいたしたわけでございます。自然その結果といたしましては、国内における直接間接の侵略に對する防衛力というものが増加する方向に事実上進められる、こういったふうに考えております。

○三好始君 只今の御答弁の最初のほうにおいて、安保條約に規定されておる「直接及び間接の侵略に對する自由の防衛のため漸増的に自ら責任を負ふ」というのは、結局において軍備を持たなければならぬという意味になるような御答弁があつたと思うのですが、安保條約を政府としてはそういうふうに理解されておるのかどうか。もう一度そうであるならさうだということと結構でありますから、お答えを頂きたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 條約の解釈につきましては、所管大臣にお確かめ頂くことを望む次第であります。私といたしましては、この防衛ということについて、條約が防衛ということと漸次強化して行く。そうすればこれを限りなく強化して行けば、結局において軍備という段階に進む可能性があり得る、こう考えておるわけでございます。但しこれをどの程度にとめるかというところは、これは日本政府がみずからの責任において判断すべきである、こう考えております。

○三好始君 只今の問題は、私は保安庁法の審議の際に詳細に質疑応答をいたしましたと思ひますので、詳しくはこの機会に触れないことにいたしたいと思ふのでありますが、一方において安保條約の前文の規定が、究極するとこの日本の軍備を目標としておることになり、且つ一方において予備隊の増強が、大臣の答弁せられたように、結果としては、防衛力を充実することになるということになります。この二つとやばり憲法第九條との關係で相当問題があると思ひますが、具体的にには保安庁法案の中に細かい問題も

出て来ますので、その際に詳細を伺うことにいたします。

○補見義男君 先ほどの工務局と建設部の關係ですが、江口さんに向ひますが、これは、工務局のほうでは大體設計とかそういうようなことをやつて、具體的な仕事をやる人は建設部に属してやつてゐる、こういうことなのですか。

○政府委員(江口見登留君) 工務局が大体の基本的な仕事をやるのでございまして、で或いはそこで若干の基準等を作りまして、建設省に對する分はその標準でやつてくれということをお願いいたします。みずからの手でやる分は、それを只今大臣からお話の通り機關に流してその手でやつております。予算は勿論流して行くということは當然だと思ひます。

○補見義男君 それでその工務局の所屬の書き方のうちで、工務局に所屬する人と、それから建設部に所屬する人の割振りはどのくらい……

○政府委員(江口見登留君) 工務局に配置されます人員は多少ございまして、先ほど申しました、先ほどお話ししたと思ひますが、百五十名の枠外でございまして、そのほかに本部の増員分が百一十一名になつておりますので、その百一十一名の中から工務局の人員が賄われることを考えます。

○補見義男君 いや、私の伺つてゐるのは、さつき大臣からの御説明にあつた八百人が今度殖える、その八百人の割振りが工務局と建設部の間にどういふふうに分かれるかということですね。

○國務大臣(大橋武夫君) 先ほど書類を見ずに宙で申上げましたのですから、

ら、数字が不正確でございましたが、正確に申し上げますと、今回工務關係の増員は九百一十一名でございまして、このうち警察予備隊本部の工務局に入りまする定員は、百一十一でございまして、残りの八百が建設部の人員に入るわけでございます。なほ百一十一人のうち、これは工務局以外の局の増員もございまして、それをも含めまして百一十一人になつております。このうち純粹の工務局系統の増員といたしましては、まだ正確な定員の割振りを決定いたしてございませぬが、八百名のはか百一十一人のうち小部分が工務局の定員、こういったふうになつております。

○上條愛一君 大橋大臣の今のお話について、なほ一点御質問申上げたいのですが、警察予備隊は、國家地方警察及び自治體警察の警察力を補うために設ける。こういったふうな言つてゐるわけなんです、今のお話だと、この警察予備隊を増強して行くといふと、三好さんの質問の安保條約の防衛力の漸増になるというふうなお話を承わつたのですが、警察予備隊は飽くまで国内の治安維持という性質であつて、國家の防衛力と関連を有しておるかどうか、この点について御説明を願ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 警察予備隊といふものは国内治安のための機構でございまして、これを増強いたしましたといふと、国内の治安力の増強ということになるわけでございまして、この国内の治安力といふものは、如何なる治安の破壊に對しても治安を確保するといふことがその本来の目的なのでございまして、一面におきまして、直接侵略、間接侵略といふことを考えて見ま

すと、これは外國からの侵略でありまして、これに對処して実力を行使するといふことは、防衛といふ意味がありますると同時に、その侵略それ自体が、国内治安に對する重大なる障害でありますから、その障害を排除するといふことは、又国内治安の確保という面を當然に伴つておるわけでございます。警察予備隊はこの国内治安の確保という面からいたしまして、かような場合においても當然担うべき使命を與えられておるものでございまして、これを増強いたすといふことは本来の目的ではないかも知れませんが、併し結果的には國の防衛を増強するといふ結果になつて来ると思ひますのでございませぬ。但し政府といたしましては、警察予備隊の増強は、飽くまでも現行憲法の範圍内において行へべきものであるといふ基本的な考えを持つてやつておられますから、国内治安確保の必要といふ以上これを増強するといふことはいたさないつもりであります。

○上條愛一君 そういたしましたといふと、直接侵略の場合に、やはり国内治安のみならず、警察予備隊は直接侵略のあつた場合には、國家防衛のためにも動員するといふ御意向でございませぬか。

○國務大臣(大橋武夫君) 警察予備隊の使命が国内治安の確保といふことであり、直接侵略の場合においては、不法なる侵略行為によりまして国内の治安が擾亂されるわけでございまして、警察予備隊の本来の目的であります国内治安確保といふその基本的使命から考えまして、この場合に行動するといふことは當然あり得ることと存じます。

○上條愛一君 これは連合委員会の時に大橋大臣が御説明せられておつたと記憶いたしますが、例えば従来の日本の軍隊が、軍隊それ自体は国防衛、戦争の目的で設置せられておるけれども、国内の治安が攪乱されたという場合には必要に応じて動員せられておると同様に、やはり警察予備隊も国内治安のために設けられたものであるけれども、直接侵略のような場合にはやはり軍事的任務も遂行する、こういうふうに御説明があつたと記憶しておりますが、今大橋大臣の御説明は、直接侵略の場合には国内治安が攪乱せられるから、国内治安の維持の範囲において警察予備隊が活動すると、こうおつしやられるのですが、そのおつしやられるのは明確にできるものでしょうか。如何でしょうか。

○國務大臣(大橋武夫君) 少くとも国外に出て活動することはないという点だけは明確であると存じます。

○上條愛一君 それからもう一点お尋ねしたいのですが、それは七月一日から保安庁が海上警備隊と併せて設置せられることになるのでありますが、これは保安庁が設置せられましても警察予備隊の性格というものは全然従来と変わらないのであるか、或いはこれによつて本来の警察予備隊の任務のみならず、併せて国家の防衛力を増強するという見地も含まれて保安庁というものが設置されるのであるか、このいきさつを御説明願いたい。

○國務大臣(大橋武夫君) 政府といたしましては、保安庁の設置ということについては一つの行政機構上の問題である、こういうふうに考えておるわけであ

ございまして、この行政機構の改革という点のために保安庁を作るわけでありまして、而してその際において警察予備隊なり或いは海上警備隊というものの性格について若干の修正をするかどうかということにつきましては、何らさようなことはしない。即ちこれは予備隊を管理する行政機構の改正ということだけが目的である。その際に警察予備隊の任務なり性格なりというものを變更するという意図は全然ございせん。但し二年間の経験に基きまして、従来から警察予備隊の使命なり、性格なりというものを考えまして、現行の規定が甚だ不十分である、或いは不適当であると認められました点、これを本来の使命、任務というものを一層明らかならしむるために改正をいたしたいということをお考えおる次第でございまして。

○上條愛一君 この問題については、保安庁の設置の内容を御説明願います折に、保安庁の機構の検討をいたしまして、その折になお御説明願うことにいたしたいと思ひます。

もう一点は、若し警察予備隊というものが国家警察、自治体警察の警察力を補うという立場に立ちまするならば、このような警察予備隊だけを強化して行くということではなくして、本當に国内治安を維持するという建前から行くなれば、国家警察、若しくは自治体警察そのものを増強するということが日本の現状においてはより適切な施策ではないかと我々は考へるのであります。大橋大臣は飽くまで国内の治安維持のためには国家警察、自治体警察というものは現状のままに置いて、警察予備隊だけを増強すれば、そのほうがよりよき適切な施策であるとお考えになつておるか、この点についての御意見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 一般警察と警察予備隊とは固々相俟つて国内治安の確保というその使命を完遂するものと考えておるわけでございます。従いまして治安の現状から見まして、警察予備隊について増強が必要であるという考え方は、同時に一般警察の増強ということも必要とする。そういう次第であることはこれは申すまでもないと思ひます。そこで政府といたしましては、昭和二十六年におきまして警察法の改正を企図いたしました、国家地方警察並びに自治体警察の相互間の権限の調整、又定員の増加等についての必要な法律案を提案いたし、幸ひ御協賛を得まして一応増強の目的を達したわけでございます。併しな

が、国内治安の万全を期しますためには、かような一般警察の増強だけではなお十分なりとは考えられませぬので、このたび警察予備隊の増強を企図するということに相成つた次第でございます。

○上條愛一君 これ以上は多少意見になりますので、これで打切つておきたいと思ひます。

○補見義男君 ちよつと今上條さんから御質問になつたところに関連して私どもも御質問したいことがあるのですが、それは只今大橋國務大臣の御答弁は、保安庁の問題については單なる行政機構上の問題と考へておるので、而も警察予備隊なり、海上保安庁の任務、性格については従来と何ら改めるところはない。但し保安庁設置に際して

は、二年間の経験に基いて、従来の任務、性格において若し欠くところがある場合には、そのときに改めることにいたしたい、こういう趣旨の御答弁があつたわけなのであります。いざれ我々も保安庁の設置に関する法律の審議に際しては改めて伺ふこととしたのであります。ところが、そういうことを申上げていかうかわかりませんが、保安庁設置法の主管大臣といひますか、説明主管の大臣が大橋國務大臣であればそのときに伺へるわけであるが、若し異つておるといふことになる、この機会に伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 保安庁法は私の責任において起案をいたしましたので、いざれ又この法案の説明の際に……。

○補見義男君 それではそのときで結構です。

○三好始君 保安庁法案の審議の際に譲りたいと思つておつたのですが、問題が出ましたので、一点だけ明らかにしておきたいと思ふのであります。それは外国から侵略があつた場合、侵略という言葉は私自身は適当な表現ではないと思つておりますが、一般的に表現に従ひます。そういう場合に警察

予備隊、これは近く名称が變るわけでありまして、現在の警察予備隊が国内治安確保の意味からこれに抵抗するのは當然なような御答弁であります。そのういたしますと、国内治安確保のための行動と、自衛戦争との境界がどこにあるかということが私たちにばちよつと了解できにくくなるのであります。この点について性格上から言へば、少くとも海外には出動しないということを申されたのであります。海

外に出動しないというだけで、自衛戦争と国内治安確保のための行動との境界線を引くわけには行かないと思ふのであります。私は外国から軍隊が日本に侵入して来た場合に、これに對して抵抗することは、少くとも國際法上の義勇兵団とか、群民蜂起というやうな形でなくして、國の組織として抵抗することは自衛戦争にはかならないといふふうに思ふのであります。大橋國務大臣はこの点についてどういふ見解を持つておるか、伺つておきたいのであります。

○國務大臣(大橋武夫君) この問題は非常に國際公法の關係もございまして、只今直ちに御答を申上げる用意がございませぬので、取調べの上御答を申上げるようにお許しを願ひたいと存じます。

○三好始君 御答弁を後日に留保されましたが、それでも結構だと思ひます。私は一切を保安庁法案の審議の際に十分に明らかにしたいと思つておりますので、それまでに政府の答弁の準備を十分にされたことを希望しておることにとどめたいと思ひます。

それともう一つ念のために伺つておきたいのは、憲法第九條第二項の後段に

七

ある一國の交戦権は、これを認めない。という規定を大橋國務大臣どういうふうに移譲せられておるか、これもこの機会に念のために伺つておきたいのであります。

○國務大臣(大橋武夫君) この点も併せてこの次の機会にお答え申し上げます。このお許しを願ひたいと思ひます。

○委員(河井彌八君) 諸君にお話いたしました。質疑はこれで終了と認めてよろしいか、まだあとにやはり質疑が残るのではないかと考えます。従ひまして討論に入る、或いは採決に進むということは本日はやめまして明日に譲りますか、或いは今日進行いたしますか、お諮りいたします。速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(河井彌八君) 速記を始めました。では、大体諸君の御意向もわかりましたから、本案につきまして討論に入ります。修正の簡便があるとも考えますから、討論のうちにその修正をお述べ願ひたいと思ひます。

○山田佐一君 本員は自由党を代表いたします。大体本法草案には賛成をいたすものであります。併し本法の施行の日及び将来存続すべき命令としての効力の問題につきまして修正をいたしたいと思ひます。即ち第二條中「日本國との平和條約の最初の効力発生の日以降も」を削りまして、「この法律は、公布の日から施行する」との修正案を提出いたします。

○三好尚君 私は本法草案に反対いたします。國家として治安を確立することが必要なのは当然であり、そのための用意をすることは勿論必要なことは認めるものであります。

殊に軍備のない國家においては、治安のための機關が軍備のある國に比べておのずから異つたものとなり、大きくならざるを得ないということを認めるにも否かではありせん。併しながら現在言論機關その他において盛んに論議せられておりますように、警察予備隊が果して憲法に違反するものであるかどうかについては、我々は慎重な態度でこれを考へてみなければなりません。今問題になつてゐる予備隊の違憲性の問題はいろいろな角度から検討しなければいけません。客観的にこれが憲法第九條の戦力であるかどうかという点も確かに一つの問題だと思ひます。政府はこれについては戦力の相対性の立場をとつて、近代戦を遂行するに足る戦力でもないのだから憲法第九條の許容するところであるという立場をとつておられます。私は客観的にこれが戦力に相当するかどうかということとを判定するのは、公平な立場に立つてやはりむづかしい微妙な問題だと思ひます。ところが本日この委員会において明らかにせられましたように、主観的な立場に立つて外國から武力行使を受けた場合にこれに抵抗するかしないかというところは非常に大きな問題であります。これは憲法第九條の許容するものであるかどうかということとを判定する上の最も大きな問題だと思ひます。ところがこれについては政府はしつ／＼繰返して、海外から侵略を受ける場合、武力行使を受ける場合に、国内治安の問題としてこれに抵抗するのは当然であるという立場をとつておられます。従つて全面的にはなくとも、部分的にせよ、いわゆる外敵に抵抗することが主観的に予定せら

れている。これは憲法第九條との関連で非常な問題があります。詳細な私の立場なり考へ方は、次の保安庁法案の質疑なり討論の際に明らかにいたしたいと思ひますが、私は現在の政府のこの立場は憲法第九條に違反する虞れが多分にあるという考へ方を持つております。従つてこの非常な問題のある予備隊の増強をそのまま單純な国内治安のための機關だとして賛成したいのであります。これが私の本法草案に反対する主なる理由であります。

○山花秀雄君 私はこの法律案の原案並びに只今修正意見が出て参りましたが、双方とも反対を表明するものであります。理由は今までの私の私的な発言内容でおわかり願ひるだらうと思ひますが、簡単に申し上げますと、憲法違反というこの一点で反対を表明するものであります。憲法違反に關しての理由は、詳細に申述べなくとも、この委員会の委員諸君はよく御存じのはずであらうと思ひます。くどくどした理由は申上げませんが、憲法違反、こういう一点についてこの原案並びに修正案に反対するものであります。

○上條愛一君 私も本案に反対をいたしたいと思ひます。その理由は、国内治安の確保は勿論必要なことは申すまでもないことではあります。これについては主として警察力の増強ということを中心として考へべきものであると考へるものであります。警察予備隊を三万五千名増強して、而もその性格、任務というものが戦力的な色彩濃厚なるものでありますので、殊に私は保安庁が設置せられますことになりますれば、保安庁の機構内容を検討し

なければならぬと思ひますが、明らかにこれは警察予備隊の戦力に移行する第一歩であると考えられるのであります。従つて憲法第九條に抵触するものであると考えますので、それが反対の理由の第一であります。

なお、この募集事項に見ましても、相当府県、市町村方面に総理大臣の指揮、監督によりまして募集が行われるようになつておりました。これは将来徴兵制度の前提たる感が強いと思はれるのであります。以上の理由によりまして本案に反対いたします。

○松原一彦君 私も本案に反対をいたします。警察力を増加して国内の治安を維持するということについては、私は異議はございません。當然そうなくてはならぬと思ひます。併しこの予備隊令なるものは、日本國民の意思から出たものではないと思ひます。我々一向關係のないこれは天降りのものである。而も名前だけが警察予備隊であつて、その実質は疑うべくもない一つの軍隊であります。本来日本の軍隊の発生の歴史から申しましても、私どもの記憶しておる限りにおいて、日本には近衛ほか六個師團あつた。その師團は皆鎮台と申しました。私は九州の者であります。熊本鎮台というものが第六師團であつたのであります。鎮台は神風連とか或いは西南の戦争、そのほか所々に蜂起したるあの当時の治安維持のためにできたものであります。決して侵略の軍隊ではなかつたのであります。従つて国内に擾亂のきざしのある場合において国内に治安維持のための用意をするときには、おのずからこれは鎮台となります。兵力となります。

す。併しながら残念ながらこの兵力は置くことができない憲法になつておるのであります。この憲法をどこまでも提案者であつた吉田首相が守つて再軍備はせんと一方にたゞ／＼断言しておきながら、一方においてはあのような條約を結んで、防衛力の漸増をしなければならぬ義務を負つてゐる。ことに無理があるのであります。そも／＼根本的な大きな無理がある。その無理を押し通さんために大橋長官も定めし私はお困りだらうと思ひます。いろいろ／＼言を左右しましたところで、無理はどこまでも無理であります。かような無理によつて國民を欺くことは許されません。政治が信を失うのであります。すでに憲法の下においては交戦権はないのであります。それを覺悟をいたしまして私どもは憲法を審議する國會に列したのであります。私はその責任から申しまして、この憲法下においてはかような無理を通すことはできない。この意味におきまして私は反対します。

○竹下豐次君 私は本案に賛成するものであります。警察予備隊の問題につきましては、或いは憲法違反であるとか、かれこれ議論が行われておるやうであります。が、私は現在の程度の予備隊、今回又増員されるその御計画程度のものは、これは憲法に違反するものではないと、かように考へております。戦争前は軍隊がありまして、そして知事の出兵要求権によりまして軍隊を出して治安を維持するといふ途も開かれておつたのであります。今日におきましては、軍隊はないのであります。又特殊な組織の警察組織を持

た。併しながら残念ながらこの兵力は置くことができない憲法になつておるのであります。この憲法をどこまでも提案者であつた吉田首相が守つて再軍備はせんと一方にたゞ／＼断言しておきながら、一方においてはあのような條約を結んで、防衛力の漸増をしなければならぬ義務を負つてゐる。ことに無理があるのであります。そも／＼根本的な大きな無理がある。その無理を押し通さんために大橋長官も定めし私はお困りだらうと思ひます。いろいろ／＼言を左右しましたところで、無理はどこまでも無理であります。かような無理によつて國民を欺くことは許されません。政治が信を失うのであります。すでに憲法の下においては交戦権はないのであります。それを覺悟をいたしまして私どもは憲法を審議する國會に列したのであります。私はその責任から申しまして、この憲法下においてはかような無理を通すことはできない。この意味におきまして私は反対します。

た。併しながら残念ながらこの兵力は置くことができない憲法になつておるのであります。この憲法をどこまでも提案者であつた吉田首相が守つて再軍備はせんと一方にたゞ／＼断言しておきながら、一方においてはあのような條約を結んで、防衛力の漸増をしなければならぬ義務を負つてゐる。ことに無理があるのであります。そも／＼根本的な大きな無理がある。その無理を押し通さんために大橋長官も定めし私はお困りだらうと思ひます。いろいろ／＼言を左右しましたところで、無理はどこまでも無理であります。かような無理によつて國民を欺くことは許されません。政治が信を失うのであります。すでに憲法の下においては交戦権はないのであります。それを覺悟をいたしまして私どもは憲法を審議する國會に列したのであります。私はその責任から申しまして、この憲法下においてはかような無理を通すことはできない。この意味におきまして私は反対します。

つておるといふことは、今日の治安の

〔賛成者挙手〕

状況を見まして、最も必要なことであ

○委員長(河井彌八君) 多数であります。よつて本案は修正議決すべきものと決定いたしました。

私といたしましては、相当な数に殖やして

なご賛成者の諸君は御署名を願います。

るかも知れないというふうなことに十分

多数意見者署名
山田 佐一 橋尾 龍
石原幹市郎 楠見 義男
竹下 豊次

分の備えを政府にして頂きたい、かやう

○委員長(河井彌八君) それでは次に統計報告調整法案を議題といたしま

に考へておる次第でございます。本案に賛成するものでござい

○委員長(河井彌八君) それから委員長報告は委員長にお任せ願ひとう存じ

ますが、修正案にも賛成するものであり

○委員長(河井彌八君) 御異議ないとい

ます。

○委員長(河井彌八君) それでは次に統計報告調整法案を議題といたしま

るために朗読をいたします。

○竹下豊次君 今度の組織変更により

警察予備隊令の一部を改正する法律

○竹下豊次君 今度の組織変更により

案の一部を次のように修正する。

第二條中「日本国との平和條約の

最初の効力発生の日以後も、」を削

○竹下豊次君 今度の組織変更により

る。

○竹下豊次君 今度の組織変更により

附則を次のように改める。

○竹下豊次君 今度の組織変更により

この法律は、公布の日から施行す

○竹下豊次君 今度の組織変更により

る。

○竹下豊次君 今度の組織変更により

これでありまして、それでは採決をい

○竹下豊次君 今度の組織変更により

たします。只今朗読をいたしました警

○竹下豊次君 今度の組織変更により

察予備隊令の一部を改正する法律案に

○竹下豊次君 今度の組織変更により

對する修正案、これに賛成の諸君の挙

○竹下豊次君 今度の組織変更により

手を願ひます。

○竹下豊次君 今度の組織変更により

〔賛成者挙手〕

○竹下豊次君 今度の組織変更により

○委員長(河井彌八君) 多数でありま

○竹下豊次君 今度の組織変更により

○政府委員(美濃部亮吉君) 御答弁い

たします。まだこれから御審議を頂き

統計報告の調整のみならず一般の行政

ますので、確定は勿論いたしておりま

報告の調整をいたしますと、民間の

と、インタービュウします人の勝手と

せんけれども、私たちのほうの統計委

機関その他においてむしろそういう点

も、インタービュウいたします人のや

員会の定員は、大体そのままで行政管

において非常に重荷せられてゐるので

り方によつてどうにもなるのでござ

理庁の中に入るといふことに原案はな

ありまして、そう行くべきものである

います。それを合理化するというのは

つております。そういういたしますと、御

が、併し行政報告までの調整をいたし

殆んど不可能で、それならばどうい

承知の通り、只今までの統計委員会は

常に入らざる、何と申しまするか、

資格のインタービュウ或いはどれだけ

外局でございまして、ほぼ独立の会

人員増、それから技術的、知識的な準

の修練を積んだインタービュウ・マン

計、人事その他の事務を行なつており

備が要りますので、そうしてその点にお

を使わなければならぬというふうな方

ました。それが行政管理局に入りま

いて十分な準備が整わないでやります

と、今度は各省の行政運営に非常な障

す。それ、それでございますから本當か

害が現れて来るわけであります。そこ

でつまずいて持つてゐる人員、能力

ら言へば、その分だけ定員が減少する

その他を勘案して、先づ統計報告だけ

に限つて始めて、そうしてそれから出

るわけなんです。その点は從

発して順次に馴れて来るに従つて拡張

するというのが我々の意向であります

ます。それが、実質的意味においては今

までも以上に職務、会計の面に使わ

三條の、報告様式を示して提出を求め

まされておりました能力を、実質的な統計

報告、調整その他に使用できるようにな

ますが、これはやはり様式を示さずし

るわけでございます。勿論それで十分

て公共団体その他に相当統計を要求し

てゐると思ひますが、この報告様式を

ろいろ事務の組織化その他によつてど

うやらこの限りにおいては賄ひ得ると

は、今お話になつたような事情による

いうふうな考へております。

○上條愛一君 これは私甚だこの前休

んでおりました質問が重複すると思ひ

ますが、一、二の点で御許しを願ひた

いと思ひます。

○政府委員(美濃部亮吉君) 今の理由

一つは、第一條の問題ですが、これ

は統計報告だけに限られておりまし

て、一般調査報告をとりいれものを度外

視してゐるわけでありまして、これは

どういふ事情においてですか。

○政府委員(美濃部亮吉君) この前お

答へ申上げた点でございしますが、勿論

統計報告の調整のみならず一般の行政

報告の調整をいたしますと、民間の

いうようなことが漏れている。これはどうしてもこの性質上、手を抜けてもならなければならないことであるのに求がありました。これを承認することに御異存ありませんか。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

構の縮小とかというような関係がある
せいともわかりません。或いは統計関
係のほうが各省のほうに多少遠慮して
○委員長（河井彌八君）速記を始め
て。ではこれは人事委員長に理由を聞いた上で又お諮りすることにいたします。

おられる嫌いがあるのじやないかというふうに窺われる節もあるのであります。この際併し止むを得ないこととしたしまして、私は原案に賛成するものであります。この後にはできるだけ早い機会におきまして理想的な調整の計画をし、それを進めて頂きたいと思うのであります。

次に、通商産業委員会から通商産業省設置法案、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案及び工業技術庁設置法の一部を改正する法律案、この三件について連合委員会の申込みがありました。これは承諾することに御異存ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) 他に御発言もないと認めますから、本案を採決に付します。本案に賛成の諸君の挙手を願います。

○楠見義男君 私に原則として各委員会から連合委員会の要求があつた場合は、これは原則としては私は拒絶すべきではないと思うわけです。ただ今回

〔賛成者挙手〕

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。本案は可決すべきものと議決されました。つきましては賛成の諸君の御署名を願います。

は三十も法律がありまして、この前の定員法の改正のときのように本来の内閣委員会が最後に追詰められてじりじりしなきゃならないことになる、而も各連合委員会を申込まれた各

多数意見者署名

山田 佐一	山花 秀雄
石原幹市郎	横尾 龍
楠見 義男	竹下 豊次
成瀬 幡治	上條 愛一
三好 始	松原 一彦

委員会のかたは委員長が代表してお出でになるかと思うと、或いは又次のかたがやられたり、実は失礼ですけれども甚だ連合委員会を申込まれた委員会としては無統制な申込まれ方が随分多かつたと思うのです。それは單なる批

○委員長（河井彌八君） なお、委員長の報告は委員長に御一任願います。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○委員長(河井彌八君) もう一つ諸君にお諮りいたすことがございます。今日の人事委員会において保安庁法案について連合委員会を開会するように要

が……。

○委員長(河井彌八君) 楠見君に申し上げますが、実はすでに数日前各委員長

に對しましてその問題を私から懇請いたしたのであります。尤もまだ申上げてないかたもあります。併しどちらと私は思うのです。ただそれが余りずる／＼やるといふことになりますと、審議の期間が迫つて、完全な審議

にいたしました。まずその連合委員会を要求せられる委員のほうから先に発言を許可しました結果、今楠見君の言われるような場合が非常に多かつたので、これは大変遺憾に考えますが、そこで御決定になりました。只今のことは勿論もつと念を押して要求するつもりであります。或いはもう一つは連合委員会のためにこの内閣委員会の審議の幅が狭められるということを最も遺憾に考えますから、むしろ内閣委員会を先に置いて置いて、それから連合

ができないことになる。ですからできればやる場合には午前中にして、向うの来るのが遅ければそれだけ向うの時間がなくなつたということで、それだけ向うが誠意を以て申込むなら、向うも勉強してもらつて、大体午前中は向うでやつて、午後はこちらですと。か、そういうことについての工夫を専門員の間ででもして頂いて、お願いできればと思いますが……。

○委員長(河井彌八君)　すでに楠見君のお話のように、時間の問題等、これま

委員会をやつてもいいかと考えますが、これは一つ適当にやつて、方法を適当にして見たいと、こう考えておりますが、拒絶することかどうか、如何

でそういう意味において連合委員会を申込んだ委員長に対して交渉したこととあります。できるだけあらゆる方法をとつて、とにかくこの短い期間に

がと考えるのですが……。

○植見義男君 今の例えは破防法について内閣委員会から連合審査を申込んだ場合の法務委員会の態度は、只今委員長からお述べになったように、先ず

○成瀬瀬治君 私は能率ということに比べて、相当な効果を上げにやなりませんから、それに努めるつもりであります。が、そういう方法でやつて行くことを、御了承願うておきたいです。

法務委員会が御検討になつて、そうしてこれは言葉は適当じやありませんが、時間の余つたところで各連合委員会を申込んだところに割振つておるような恰好です。これも一つの行き方ですが、実は何分にも各省にまたがつておくについては異議ないのです。ただいろいろな点で制限するということはいけなないことだから、能率一本の楠見さんの意見に賛成です。

○委員長（河井彌八君）それは成るべく申上げますが、言論の幅を制限する

るものだから、内閣委員如何に勉強家であるといつても、そう各省のことを知りますと困りますけれども、それは意

つてゐるわけではない。従つて連合委員会をやられておる間に質疑応答を重ねましたら、それによつて我々も利好な考えますから、それを要求するわけの述べ方或いは審議の仕方によつてよほど実質的に効果的に行く方法はありと考へますから、それを要求するわけ

になることがずい分多い。従つて連合委員会を設けること自体は……、と同時にそちらのほうを先にやつてもらふことは、我々の審議の上からも結構だ

けでありますからその意味で御承知願つておきます。

○竹下豐次君 委員長なり誰かが代表して一人で述べてもらうということ

は、これは私は質問の圧迫にはならないと思うのです。各委員会できりまゝめてもらつて、そうして時間の節約の

ために代表として言われれば、それで各委員の意見はすつとまとめて持つて来られるわけなんですから、それで私は理窟は通ると思うのです。併し事実上満足しない人が相当あるようですから、その点は幾らか考慮に入れなければならぬと思いますが、理窟だけは通ると思います。

○委員長(河井彌八君) それから連合委員会を開かなくても常任委員長はこの委員会へ行つても発言することが認められているのですから、それを

まぐ利用して下さればそれでもいいと考えます。

それでは只今お諮りしました人事委員会に關してはもう一度人事委員長に

私から交渉をいたします。それから通産委員会につきましては只今お話の通りようなことをなお強く申しまして連合委員会を承認することにいたします。それではさように決めます。

○補見義男君　ちよつと連合委員会の問題に關連してこれは私別にあれですが、委員長始め皆さんの御意向を伺つておきたいと思ひますことは、電信電話公社ですか、それと国際電信公社、この問題はどこで扱うことになるのか、

この委員会で扱うことになるのか、伝え聞くとところによると……、

○委員長（河井彌八君）　こつちじやありません。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

それではこれで散会いたします。
午後三時三十三分散会